

はじめに

愛知県では、平成 22 年 10 月に、県内の認可保育所において、おやつの嚥下に伴う気道閉塞の事故により入所児が死亡するという、大変痛ましい事故が発生しました。

また、事故後の対応についても、事故を検証するための第三者委員会（以下「事故第三者委員会」という。）が事故発生後 1 年半以上も過ぎてから設置されるなど、事故の原因究明及び再発防止対策が遅れる事態となってしまいました。

事故第三者委員会では、事故の要因や保育の実態、関係者の対応などについて、専門家の知見も加えながら総合的な検討・検証がなされ、平成 25 年 2 月に報告書がとりまとめられたところです。

この度、愛知県では、この報告書に掲げられた『「保育事故」の再発防止に向けての提言』を受けて、万が一事故が起こった場合に保育所や市町村が行う対応を示した「保育所事故対応指針」を作成しました。また、この指針では、事故の未然防止のために日頃から留意することについても触れています。

保育士を始めとする保育所関係者及び市町村等関係機関におかれましては、今回の事故第三者委員会の報告書を真摯に受け止めるとともに、この指針に基づき、地域の実情に合った独自の事故対応マニュアルの作成、あるいは既存マニュアルの再点検、更には、その後の定期的な見直しを行うようお願いいたします。

そして、悲惨な事故が二度と発生することのないよう、また、万が一発生した場合でも、その被害を最小限に食いとめることができるよう、それぞれのマニュアルに沿って不断の取組をお願いするものであります。

《保育所編》

1 事故の未然防止のために

子どもは、成長・発達過程で環境に対して様々な働きかけを行い学習していく。その中で、子どもを保育する者は、「事故はいつでも、どこでも起こり得る」ものとして、あらゆる事故を想定し、園長指示の下、日頃から予防対策に取り組んでいかなければならない。

また、予防対策と併せて、万が一事故が起こった場合に、被害を最小限に食い止めるため、「いつ、誰が、何をするのか」を明確にした適切かつ速やかな対応方法も盛り込んだ独自の事故対応マニュアルを作成する必要がある。

県は、児童福祉法に基づき実施している指導監査等を通じて指導していく。

(1) 安全な保育環境の確保

- ア 保育所の施設・設備等の安全点検を毎日行い、危険箇所を把握するとともに、児童への危険を回避するために必要な修繕や改修を速やかに行う。
- イ 「ヒヤリ・ハット」した事象に小さくても目を向け、その都度、原因や経過等を分析・精査して、再発防止策を講じる。
- ウ 保護者や地域住民の声・指摘に真摯に耳を傾け、問題の早期発見に努める。

(2) 職員の質の向上

- ア 食事、着替え、排泄、遊び、午睡などの各保育場面における安全に関する配慮事項は明文化し、職員間で確認・共有するとともに、日常の指導計画に意識的に取り入れる。特に、日々の発達や体調変化が著しい乳児については、連絡票などで、関わるすべての職員が把握し、適切な保育となるよう対処する。
- イ 間食も含めた食事については、子どもの摂食・嚥下機能が未熟で個人差も大きいことから、その発達や体調を考慮したうえでの食材の選定となるようにする。

検食を行う責任者は、食する乳幼児の立場に立ち、調理法、大きさ、固さを自らの咀嚼、嚥下によって確認し、子どもの発達・アレルギーの有無や体

調に応じた適切な食事環境や提供方法、見守り、援助となるように職員を指導する。

ウ 転倒・打撲などによる外傷や嚥下・アレルギー等に伴う事故発生時の被災児童に対する応急措置や救命法などの対応方法を、場面・状況別（通常保育中、早朝延長保育時、園外活動時等）に整理し、職員が確実に認識するとともに、救命救急講習の実技研修を毎年実施又は職員に受講させ、事故発生時に係る知識・技術の維持・向上を図る。

(3) 緊急時における対応体制の確認

ア 緊急時に職員がどのように子どもたちに対応すればよいのか、個々の職員がどのような役割を分担し、どのように動けばいいのか、どこへ通報すればいいのか、様々な場面（延長保育等職員が少ない場合等）を想定した具体的な手順書や連絡表を作成する。

なお、119番通報時、電話口で応急措置の具体的方法の指導が受けられる「口頭指導」があるので、職員に周知しておく。

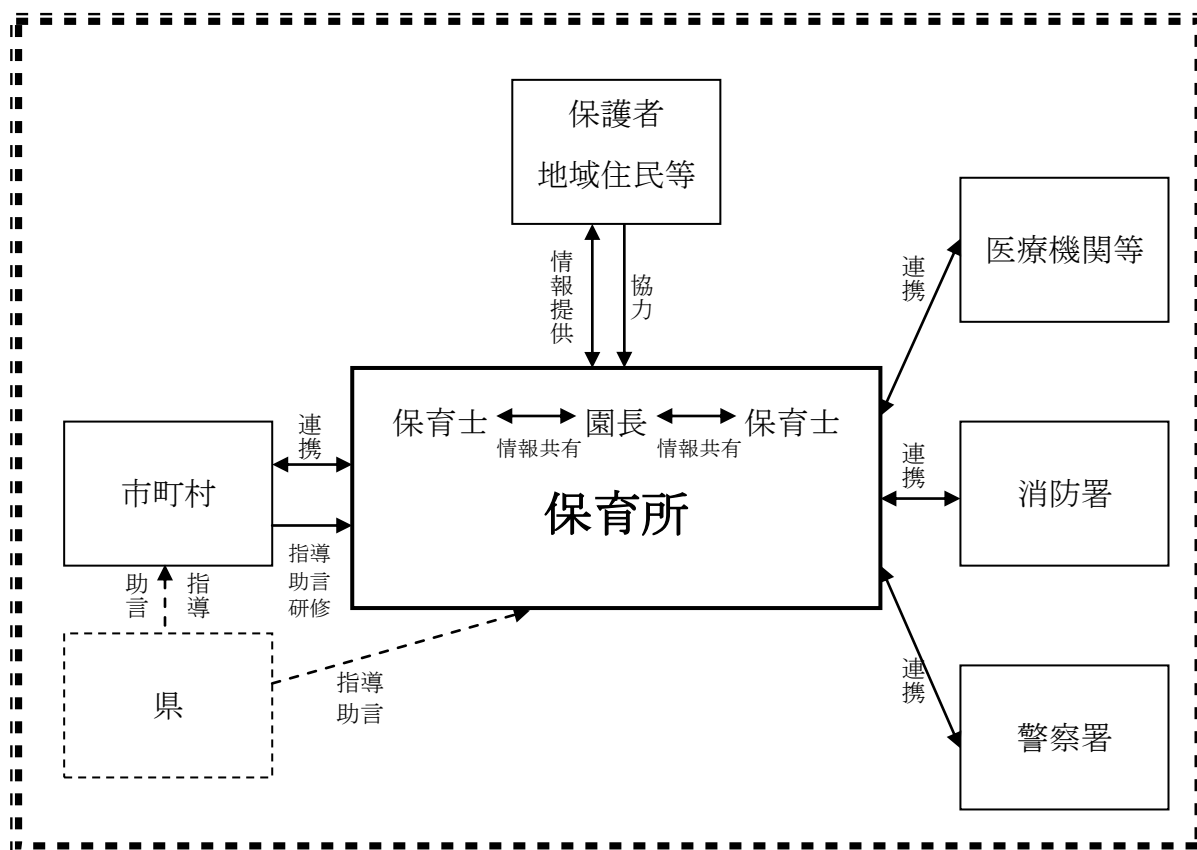
イ 手順書等は、常に職員の目に触れる場所に掲示・保管するとともに、それに基づいた訓練を常日頃から実施する。

ウ 手順書等は定期的に見直しを行う。

(4) 保護者や地域住民等、関係機関との連携

ア 日頃から、保護者や地域住民等に対して、「保育所だより」などにより、保育所の状況や子どもたちの実態を認識してもらうよう努めるとともに、園としても地域の状況を把握し、事故発生時にどのような協力が得られるかについて地域住民等との情報交換を行う。

イ 市町村、医療機関、消防署、警察署等との連携を密にし、事故発生時の際の通報や情報提供等が円滑に行うことのできる体制を確立する。



(5) 子どもへの安全教育

子どもの発達段階や能力に応じて、日常の生活環境や生活習慣の中での危険について知らせ、危険から身を守る方法や訓練を計画的に保育に取り入れる。

(6) チェックリストの作成・活用

(1)～(5)を踏まえ、各保育所の実情に応じたチェックリスト（別紙1参照）を作成し、定期的な点検を行い、不十分なところは早急に改善する。

2 事故への対応

万が一事故が起こった場合には、あわてず冷静に、園長の指揮の下、その被害を最小限に食いとめるよう、正確に状況を把握する必要がある。そして、事前に作成した手順書や連絡表に基づき、適切かつ迅速な応急措置と関係者(保護者・市町村担当課等)への連絡が不可欠である。

(1) 状況把握及び応急措置

ア 事故発見時直ちに園長及び他の職員を呼び、複数の職員により状況（いつ、どこで、だれが、どうして、どうなった等）を把握して、事前に作成した手順書に基づき職員の事故に伴う行動を分担する。

イ 必要に応じて次の行動を速やかに行う。

（ア）応急措置

（イ）救急車の要請

（ウ）医療機関へ連絡及び受診

（エ）子どもたちを落ち着かせる

（オ）子どもたちの避難誘導

ウ 園長が不在の場合を想定した責任体制（当面の指示者等）をあらかじめ決めておく。また、その場合にあっても、必ず、園長に事故の通報を行う。

通報を受けた園長は、通報内容を把握し、適切な指示をするとともに、必要に応じて現場に赴きそこで指示をする。

(2) 関係者への通報

ア 事前に作成した手順書や連絡表に基づき、適切に対応する。

イ 被災児童の保護者へ事故の連絡を行う。

連絡に当たっては誠意ある言動で対応し、言動には細心の注意を払う。

また、把握できた事実のみを正確に伝えることとし、個人の憶測や感想は慎むこと。

ウ 子どものけが（医療機関で受診を要したものを原則とする。）又は死亡事故が発生した場合は、保育実施者である市町村の担当課に事故発生の通報を行う。

通報は事故発生後直ちに行うこととし、まずは発生の事実を通報すること。

その後、速やかに別紙2「保育所事故報告様式」（以下「報告様式」という。）を市町村の担当課に送付する。

(3) 事故状況の記録

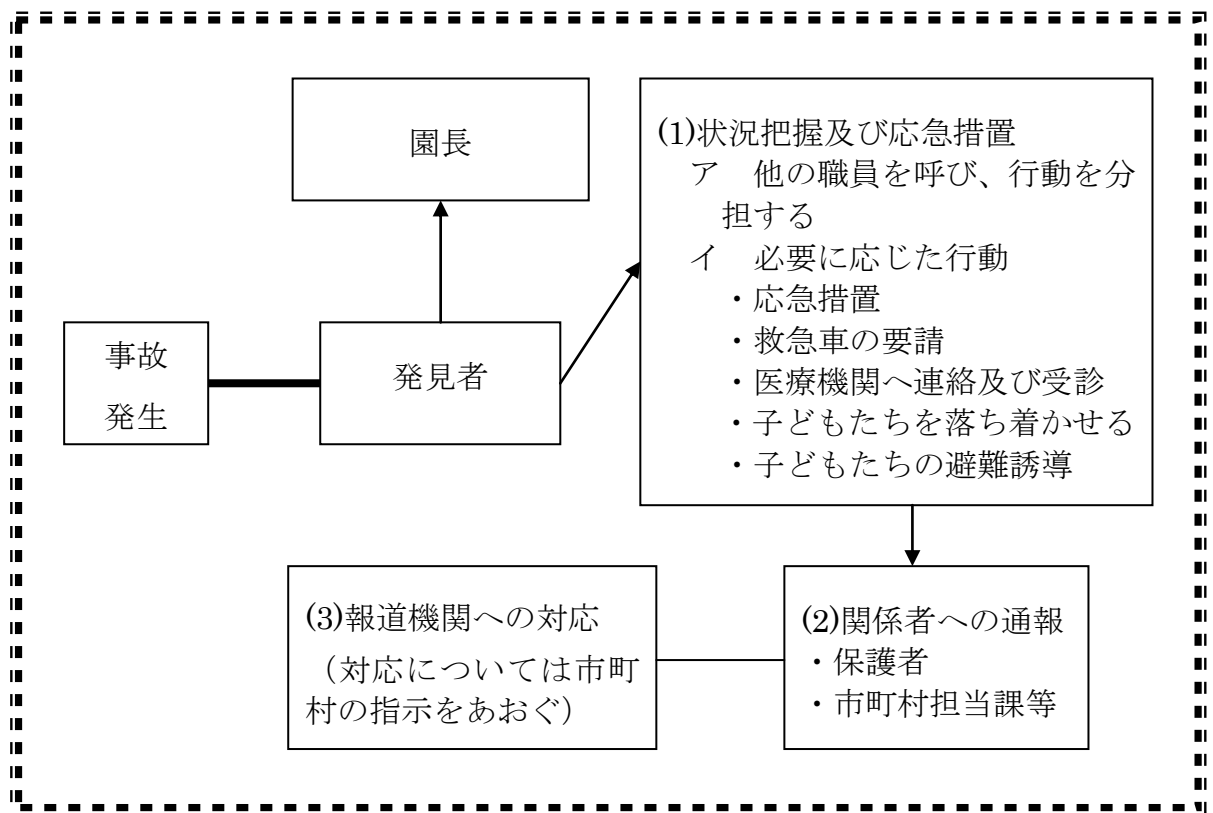
全職員が協力して、登園してから時系列で事故にあった子どもについての事実関係を書き出し整理する。この場合、記録の管理責任を明確にするために特定の人が管理するとともに、「報告様式」作成も念頭に、可能な限り事故発生直後か

ら事故現場の写真やICレコーダーの使用などの工夫により、事故当時の状況を適切に記録に残しておく。

関係者への報告等は、この記録に基づき適切に行うこととする。

(4) 報道機関への対応

発生した事故の内容によっては、報道機関への発表や取材申し込みに対応する必要が生じる。その際の対応方法については、市町村の指示をあおぐ。



3 再発防止のために

不幸にも起こった事故を全職員で検証し、課題を整理し、再発防止に努めなければならない。

(1) 再発防止策の策定

事故を検証し、事故原因を究明するとともに、市町村のアドバイスも受けながら再発防止策を策定する。また、これを踏まえて事故対応マニュアルの見直しを行う。

(2) 職員への周知徹底

策定された再発防止策や事故対応マニュアルに従って、職員全員が適切な行動が取れるように研修等を通じて周知徹底する。

《市町村編》

1 危機管理体制について

市町村は、児童福祉法に基づく保育の実施主体であるという責任を持ち、常に保育所の設備や運営状況などを把握しておく必要がある。特に、子どもの事故を予防し安全な保育を推進していくためには、各保育所と連携して組織的に対応していく必要がある。

なお、県は、指導監査等を通じて保育所を指導した結果については市町村に周知し、保育所と市町村が連携して改善していくことを働きかける。

また、市町村は、保育所が作成する事故対応マニュアルのひな形となる市町村版事故対応マニュアルを作成し、保育所に周知・指導を行う。

(1) 市町村と保育所との連携

ア 保育所からの事故報告・相談に対して、適切かつ迅速な対応・助言ができるよう、あらかじめ「いつ、誰が、何をするか」を明確にした組織内の連絡体制と役割分担並びに対応方法を整理し明文化しておく。

イ 各保育所で実際に起こった事故や「ヒヤリ・ハット」した事例などを収集し、それを基にした対応策などをまとめ、全ての保育所で活用できるようにする。

(2) 保育職員の資質向上

保育士等を対象に事故対応マニュアル等を教材とした研修会を毎年実施する。その際には、保育所の安全管理や子どもの心身の発達理解などのほか、食の安全性・適切性の確保に関する講習や救急救命の実技講座も加える。

(3) 福祉サービス第三者評価事業や県の指導監査等への対応

保育所が福祉サービスの質の向上のために行った福祉サービス第三者評価事業の結果や県の指導監査等の結果を保育所と共有し、不断の見直し・改善を図る。

2 事故への対応

保育所から事故報告があったときは、保育所がすべき対応や措置を指示・助言する必要がある。

重篤な事故又はその可能性が考えられる場合は、直ちに県へ報告するとともに、報道機関への対応を適切に行う必要がある。また、事故原因の解明と再発防止を図る。

(1) 保育所への指示・助言等

事故が発生した場合の保育所の対応について適切な指示・助言を行う。重篤な事故又はその可能性が考えられる場合には、職員が保育所へ出向き、事実確認と適切な指示を行う。

(2) 保護者への対応

安心して預けた保育所で子どもが事故にあったことへの保護者の精神的打撃は想像を超えるものがある。その保護者の心情を慮り、保育所職員とともに市町村も誠意を持って対応しなければならない。保護者には事故の原因究明に関する情報や当該保育所を含めた市町村の安全管理体制の見直しの状況などを随時報告し、当事者である保護者からの疑問や意見を取り入れながら安全保育に向けた取組を行う。

(3) 県への報告

死亡事故や30日以上の治療を要する重篤な事故又はその可能性が考えられる事故等の場合は、直ちに、県健康福祉部子育て支援課(電話 052-954-6282)へ発生の事実を連絡する。その後、速やかに「報告様式」を提出する。

なお、県は、提出された「報告様式」により、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課へ報告する。

(4) 報道機関への対応

報道機関への対応については、窓口を一本化し、市町村の公表基準等に基づき適切に行う。その際には、被災児童及び保護者の気持ちを尊重することが第一である。

なお、公表に当たっては、個人情報に十分留意する。

また、保育所に対しては、次の点に留意し対応するよう指導する。

- (ア) 窓口を一本化し、園長等責任者が対応する。
- (イ) 職員の共通理解を図る。
- (ウ) 誠意を持って対応する。
- (エ) 事実を正確に伝える。
- (オ) 個人情報や人権に配慮する。

(5) 事故の検証

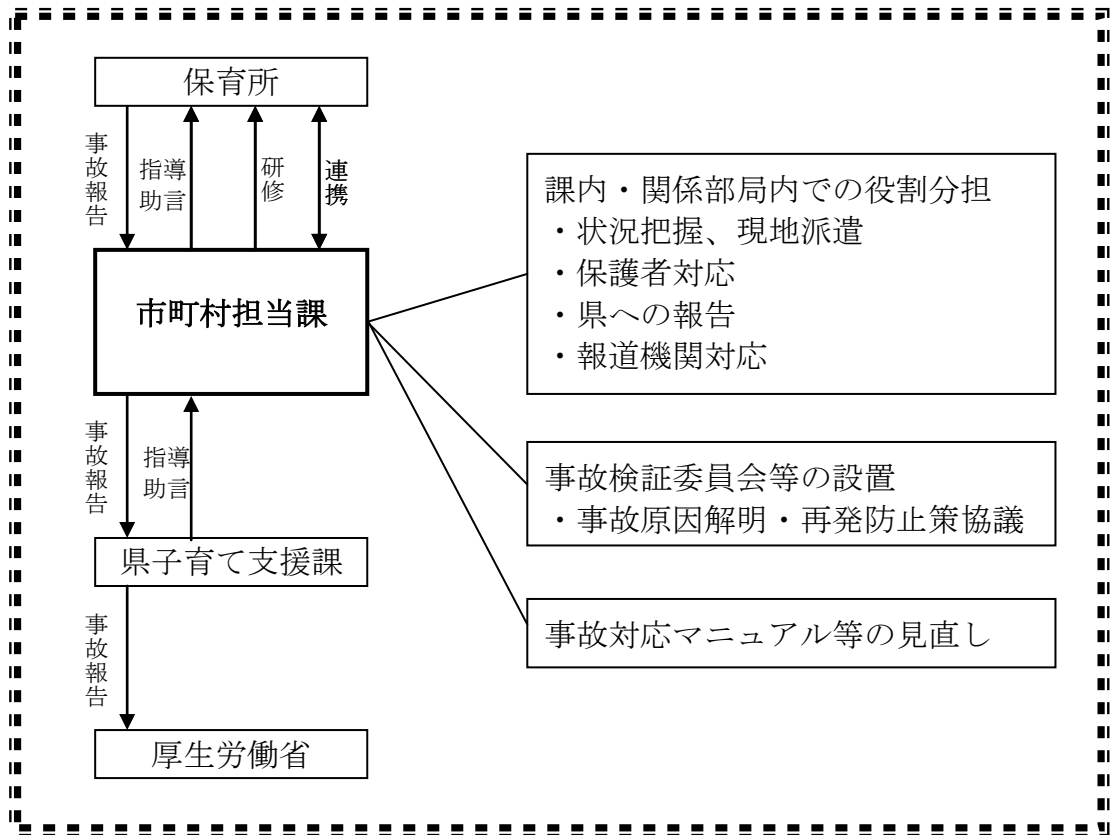
重篤な事故に関しては、保育の実施主体である市町村において発生後速やかに「事故検証委員会」（以下「委員会」という。）などの組織を置き、事故原因の解明と再発防止策の協議を行う必要がある。このことは、平成25年3月8日付けで厚生労働省から通知がなされたところである。委員会は、保育事故に関し学識経験を有する者や弁護士・医師等の専門家で構成される外部委員で構成し、原則公開とするとともに、結果は公表することが望まれる。また、委員会は、条例その他の適切な形態においてあらかじめ制度化しておくことが望ましい。

なお、県では、委員会の設置・運営や外部委員の人選などについて、地方自治法に基づき市町村へ適切な技術的助言・勧告を行い、市町村の求めに応じて委員への就任等を行う。

3 再発防止のために

委員会の報告結果を踏まえて、組織として再発防止策を検討した上で、事故対応マニュアル等の見直し並びに保育所（事故発生以外の保育所も含める。）に対しての適切な指導や研修を実施していく必要がある。

なお、県は、市町村から委員会の報告結果を受け、事故発生原因や事故防止策を全市町村に周知するなど情報共有を図るとともに、それを踏まえた研修や指導監査の実施並びに必要な応じた運営基準等の見直しを図っていく。



おわりに

この指針は、保育所において悲惨な事故が二度と発生することのないよう、また、万が一発生した場合でも、その被害を最小限に食いとめることができるよう、作成したものです。

そして、各市町村及び保育所において、それぞれの実情に応じ、より現場に根ざした独自の事故対応マニュアルの作成と、それに基づく不断の取組をお願いするものです。

愛知県といたしましても、保育士の資質向上のための研修を実施するとともに、日頃の指導監査等を通じて保育所を指導していきます。

さらに、市町村に対しその指導結果を周知し、保育所と市町村が連携して改善していくことができるよう働きかけてまいります。

また、万が一重篤な事故又はその可能性がある事故等が発生した場合、市町村から直ちに発生事実についての報告を受け、適切な助言を行うことはもちろんですが、市町村において事故原因の解明と発生防止策の協議が速やかになされることが重要でありますので、外部委員等で構成される「事故検証委員会」の設置・運営や外部委員の人選などについて、市町村に助言・勧告してまいります。そして、市町村の求めに応じて委員への就任もしてまいりたいと考えております。

さらに、委員会での協議結果を受け、事故発生原因や事故防止策を全市町村に周知するなど情報共有を図るとともに、それを踏まえた研修や指導監査の実施並びに必要な応じた運営基準等の見直しを図っていきます。

本指針が、保育所での事故防止の更なる前進につながることを期待いたします。